

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年10月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800328 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800079 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 12 月 31 日から昭和 54 年 1 月 1 日まで

昭和 53 年 4 月 1 日から A 社に勤務し、同年 12 月末をもって退職した。同年 12 月に市役所から採用通知があり転職することにしたため、同社の年末最後の営業日である同年 12 月 30 日に事情を話し退職を申し出た。同社の給与支給日は毎月 25 日であり、退職を申し出る前に同年 12 月分の給与は支給されているので、当該給与から厚生年金保険料が控除されているはずである。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 12 月末をもって A 社を退職したと主張しているが、B 社の総務担当は、資料がないため請求者の退職日を確認することができないと陳述している上、雇用保険の加入記録によると、請求者の A 社における離職年月日は昭和 53 年 12 月 30 日であり、請求者が同年 12 月 31 日まで同社に在籍していたことを確認することができない。

また、B 社の総務担当は、請求者に係る資料は保管していないと陳述していることから、請求者の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は、昭和 53 年 12 月 25 日に支給された給与から同年 12 月分の厚生年金保険料が控除されているはずであると主張しているが、B 社の総務担当は、当時の A 社においては、給与は月末締め、当月 25 日支払いであり、厚生年金保険料控除方法は翌月控除 (12 月に支給する給与から 11 月分の保険料を控除) であったと考えられる旨陳述している上、請求者は、昭和 53 年 12 月分の給与が支給された後の同年 12 月 30 日に退職を申し出たとしていることから、当該給与から同年 12 月分の厚生年金保険料が控除されたことを推認することはできない。

なお、厚生年金保険法第 14 条によると、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、雇用保険の加入記録及びオンライン記録により、A 社において、雇用保険の離職年月日が昭和 53 年 12 月 30 日、厚生年金保険の資

格喪失日が同年 12 月 31 日である者が、請求者のほかに 3 人いることが確認でき、また、同社において、昭和 51 年 1 月 1 日から昭和 55 年 12 月 31 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 133 人（請求者を除く。）のうち、資格喪失日が月末日である 8 人（資格喪失日が請求者と同じである上記 3 人を含む。）は、いずれも、雇用保険の離職年月日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。